

玉川村「インバウンド向け着地型観光造成事業」業務委託プロポーザル実施要項

1. 事業目的

本業務は、福島空港を玄関口として訪れる外国人観光客を対象に、玉川村内の地域資源を活用した2泊3日の着地型観光コンテンツの造成を支援し、村内における観光消費額の拡大、地域事業者の収益機会の創出を図るものである。

また、外国人観光客からモニターツアー参加者を誘致し、本村が有する自然・食・伝統など地域の魅力を国内外に情報発信を行い、外国人観光客の誘客及び受け入れ体制の整備をすることを目的とする。

2. 委託内容

- ①委託名 玉川村「インバウンド向け着地型観光造成事業」
- ②委託内容 別添 玉川村「インバウンド向け着地型観光造成事業」業務委託仕様書のとおり
- ③委託期間 契約締結の日から2027年2月28日まで
- ④委託額 4,413千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本提示の日から選考までの間に、当村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（開始の決定がされたものを除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定する暴力団に該当しないほか、次に掲げるものでないもの。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に指定する暴力団員。
 - イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと
- (6) 過去5年間の中で、地方自治体の発注する類似事業の業務を元請けで実施した実績を有すること。

(7) 民法及び会社法に基づく単独の法人であること。なお、コンソーシアムで参加する場合には、代表者とされる者が契約手続きを行う窓口となること。

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

2026年6月26日(金)17時まで(郵送又は持参)

※郵送による提出:封筒の表に「玉川村「インバウンド向け着地型観光造成事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝除く)の9時~17時。

(2) 提出物(各1部)

- ・参加申込書(様式2)
- ・会社の概要がわかる資料(パンフレット可)(任意様式)
- ・実績調書(様式3)
- ・地方自治体が発注した類似業務の実績・成果がわかる資料(任意様式)

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

2026年7月3日(金)17時まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : sangyo@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名に「インバウンド向け着地型観光造成事業」業務委託プロポーザルに関するものと記載すること。

(3) 質問の回答方法

個別回答。ただし、必要に応じてホームページ上で公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2026年7月13日(月)17時まで(郵送又は持参)

※郵送による提出:封筒の表に「玉川村「インバウンド向け着地型観光造成事業」業務委託プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝除く)の9時~17時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本産業規格A4版又はA3版とする。

① 企画提案書：原本 1 部、写し 6 部

次の事項についての提案を含めることとする。

- 業務の取り組み方針
- 業務の進め方
- 業務内容への提案
- 実施体制：管理担当者、主担当者を明記する
- 業務スケジュール

②見積書（事業経費積算書含む）：原本 1 部、写し 6 部

※企画提案書は、仕様書の委託業務内容を記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な内容で提案すること。

7. 提出先

(1) 提出方法

郵送（必着）または持参

※郵送による提出：封筒の表に「玉川村「インバウンド向け着地型観光造成事業」業務委託プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 玉川村役場産業振興課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出すること。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

(1) 開催日

2026 年 7 月 14 日（火）から 21 日（火）の間

※詳細な日時については、別途参加者に通知する。

(2) 会場

玉川村役場

※詳細な会場については、別途参加者に通知する。

(3) 時間構成

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度、計 30 分程度

(4) その他

- ・プレゼンテーションの際の追加資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーション参加のために必要な費用は参加者の負担とする。
- ・説明に機材が必要な場合は、参加者が準備すること。

9. 審査

(1) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

(2) 評価視点

別紙の採点基準表を参照。

(3) 選考結果の通知・公表

2026年7月22日（水）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約締結

(1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

(2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

11. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	2026年6月16日（火）
参加申込書等の提出〆切	2026年6月26日（金）
質問の受付〆切	2026年7月3日（金）
企画提案書等の提出〆切	2026年7月13日（月）
審査	2026年7月14日（火）～ 7月21日（火）
選考結果の通知・公表	2026年7月22日（水）以降

12. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりとする。

担 当：玉川村役場 産業振興課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4627（直通）

F A X：0247-57-3952

E-Mail：sangyo@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別表) 審査基準及び配点

審査は、100点を満点とし、各審査評価項目に対し、採点を行う。

審査評価項目		配点	評価のポイント
業務の理解度	事業の目的、主旨の理解度等	10	全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。 本業務の目的を理解した事業内容で仕様書に記載をしているか。
応募者の実施体制	過去に類似業務の実績、専門知識・経験	10	過去5年間の中で、地方自治体が発注する同種または類似した業務の実績があり、本業務を遂行するために必要な専門知識や経験を有しているか。
	業務実施体制	10	業務を適切かつ確実に執行できる能力(体制、経営基盤、人材等)、必要となる専門家等のネットワークが示された体制を提案しているか。
企画提案書の内容	企画提案	20	企画内容は、玉川村の観光資源を活かした魅力的な観光企画の造成及び外国人観光客の興味を惹く提案となっているか。
			企画内容が村内事業者との連携や地域経済の拡大に繋がる提案となっているか。
	情報発信	20	国外(主に福島空港就航先)におけるメディア(SNS・配信・広告等)を活用した情報発信が含まれた提案となっているか。
	効果測定	10	各業務について、定量的に効果を測定できる提案がなされているか。
スケジュール	業務計画の的確性	10	具体的で適切なスケジュールが示されているか。
見積価格	見積額の妥当性	10	提案内容に沿った適切な見積額となっているか。